

～東温市地域生活支援拠点等事業～ ガイドライン

東温市地域自立支援協議会

2024.4

目 次

1. 地域生活支援拠点等とは 2
2. 拠点の機能について 3
3. 東温市の整備状況について 4
4. 各機能の取組について 7
5. 参考資料（必要な機能に係る報酬等について） 12

1. 地域生活支援拠点等とは

●趣旨

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援、短期入所等による受入体制の確保
- (2) 体験の機会を通じ、施設・親元から共同生活・一人暮らしへの移行支援

2. 拠点の機能について

拠点には下記の5つの機能があります。

① 相談

- ・基幹相談支援センターを中心に、緊急時に相談できる体制を整える。

② 緊急時の受け入れ・対応

- ・障がい者や介護者の緊急時に、短期入所等による受け入れを行う。（空床がある場合）

③ 体験の機会・場

- ・地域活動支援センター、グループホーム等を活用し、親亡き後の自立生活・地域移行に向けて体験の機会を提供する。
- ・平常時から短期入所等による体験利用を働きかけ、スムーズに受け入れできる体制を整える。

④ 専門的人材の確保・養成

- ・基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業者等への研修や勉強会など人材育成の取組を実施していく。

⑤ 地域の体制づくり

- ・東温市地域自立支援協議会「成人部会」を核として、地域の拠点等整備・支援体制づくりを進めていく。

3. 東温市の整備状況について

【令和3年1月25日】

**東温市地域自立支援協議会（全体会）において、
5つの機能を有する地域生活支援拠点等の面的
整備を承認。**

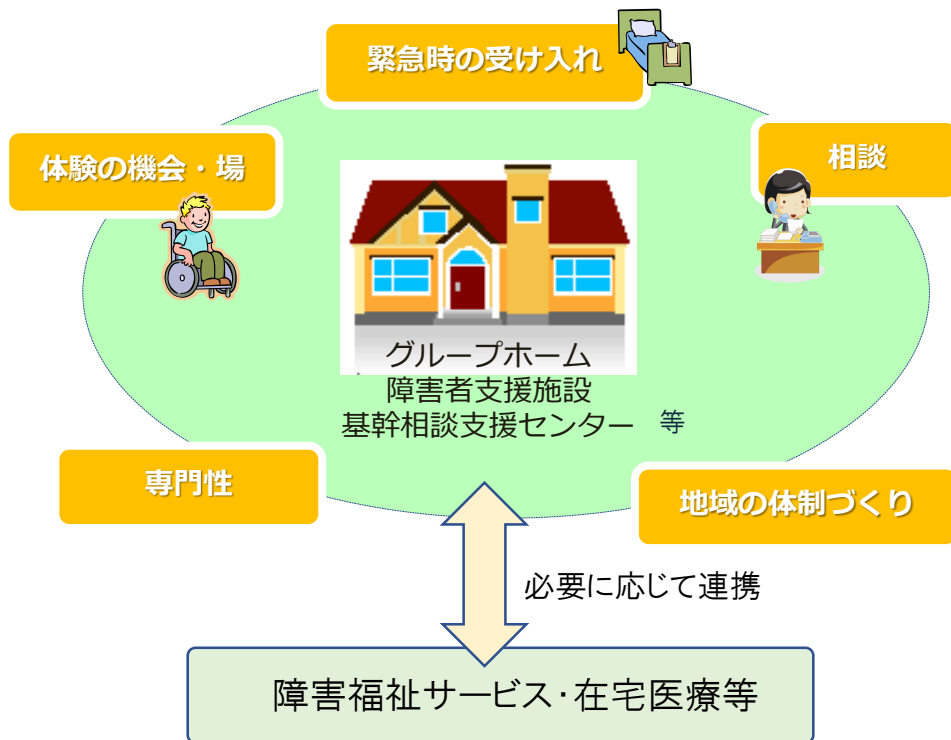
地域生活支援拠点等の整備について

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

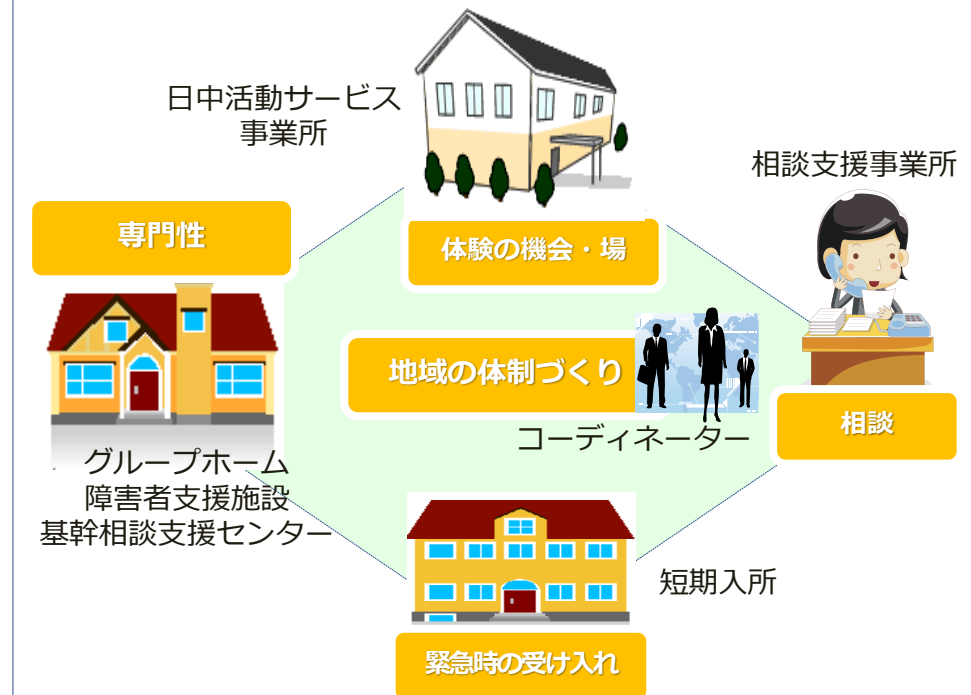
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

多機能拠点整備型

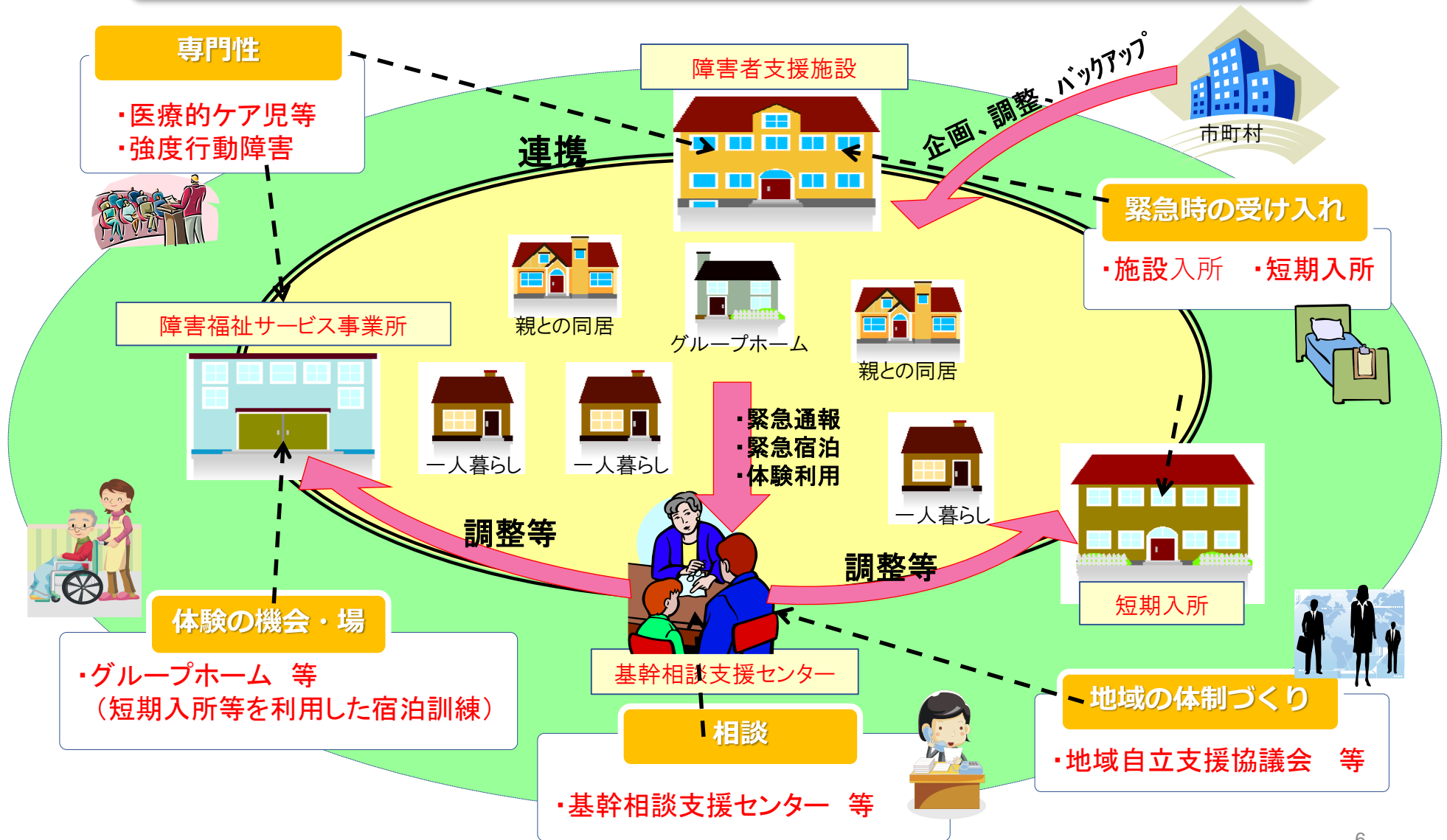


面的整備型



東温市 地域生活支援拠点等の整備（面的整備型）

居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい者を支援。



4. 各機能の取組について

① 相談

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センター・ 指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援）	<ul style="list-style-type: none">・ サービス等利用計画は、緊急時にどういった対応ができるかといった視点を持って作成する。・ 緊急時の支援リスクが高い方は、事前に関係者間で協議しておく。・ 緊急時に相談支援事業所等へ連絡ができないと思われるケースについては、平常時から居宅介護や重度訪問介護等を導入するか、日中活動系事業所を利用するケースについては、無断欠勤が続く際に相談支援事業所へ一報をもらう体制を構築するなど、緊急事態に気が付ける支援体制を構築する。

②緊急時の受け入れ・対応

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センター・ 指定特定相談支援事業所 (指定障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急連絡を受けた場合は、必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受け入れ先へ利用調整を行う。・ 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。
<ul style="list-style-type: none">・ 短期入所事業所・ 訪問系サービス事業所 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

③体験の機会・場の提供

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター ・ 指定特定相談支援事業所 (指定障害児相談支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整等を行う。 ・ 一般就労を目指したい旨の相談があった際は必要に応じて就労援助センター等と連携しつつ就労体験の機会又は場の調整を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援事業所 ・ 共同生活援助事業所 ・ 日中活動系サービス事業所 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。 <p>【体験に送り出す側】 (施設入所支援事業所、日中活動系サービス事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。 <p>【体験を受け入れる側】 (共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所、福祉的就労支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

④専門的人材の確保・育成

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センター・ 地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センターの人材育成の研修の実施・ 地域自立支援協議会（専門部会、福祉サービス関係団体連絡会）において、事例検討を行う等強化を図ることで人材のスキルアップ及び地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

⑤地域の体制づくり

機能を担う機関	役割
<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センター等・ 地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none">・ 地域生活支援拠点事業所の連携強化・ 支援困難事例等を通じ、情報共有及び課題検討を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。 必要に応じて地域自立支援協議会等にも報告し地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

5. 必要な機能に係る報酬（加算）について

地域生活支援拠点の機能を担う事業を実施しようとする事業者のうち、指定障害福祉サービス等に係る報酬について、地域生活支援拠点に係る加算を算定しようとする事業者は、申請書のほか、地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定した運営規程を市長に提出しなければならない。

(1) 「相談」機能の強化

【対象：指定特定相談支援、指定障害児相談支援】

＜地域生活支援拠点等相談強化加算＞ 700単位/回

地域生活支援拠点として登録されている特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に算定(短期入所事業所への受け入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に算定)

＜地域生活支援拠点等機能強化加算＞ 500単位/月

計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型 基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

* コーディネーター1人当たり100回/月までの算定とする。

(2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能の強化

【対象:短期入所】拠点等の届出がなくても算定可能

<緊急短期入所受入加算(Ⅰ)> 180単位/日(福祉型)

<緊急短期入所受入加算(Ⅱ)> 270単位/日(医療型)

介護者の急病等の理由により、指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、開始日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等をやむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

【対象:短期入所】拠点等の届出がなくても算定可能

<定員超過特例加算> 50単位/回(10日を限度として算定可能)

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能(当該期間は定員超過減算は適用しない)。

【対象:短期入所】

＜緊急時のための受入機能の強化＞ 100単位/日

地域生活支援拠点として登録されている短期入所施設が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員についてサービス利用の開始日に算定できる。

医療的ケア児等重度障がい者を受け入れた場合 加算200単位/日*連携調整者配置

【対象:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

＜緊急時対応加算＞ 100単位/回 +50単位/回(拠点等の場合)

計画に位置付けられていないサービスを利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に100単位/回、地域生活支援拠点等として登録されている施設が行った場合については更に50単位/回を利用者1人につき1月に2回を限度に算定できる。

【対象:自立生活援助、地域定着支援】

＜緊急時支援加算(I)＞ 711単位/回 +50単位/回(拠点等の場合)

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午前10時～午前6時)に支援を行った場合。

【対象:地域定着支援】

＜緊急時支援加算(I)＞ 712単位/回 +50単位/回(拠点等の場合)

(3)「体験の機会・場の提供」機能の強化

【対象：日中活動系サービス、地域移行支援、施設入所支援】

<体験利用支援加算>

【日中活動系サービス】 500単位/日(初日から5日目まで)
+ 50単位/日(拠点等の場合)
250単位/日(6日目から15日目まで)
+ 50単位/日(拠点等の場合)

<体験利用加算>

【地域移行支援】 500単位/日(初日から5日目まで)
+ 50単位/日(拠点等の場合)

<体験宿泊支援加算>

【施設入所支援】 120単位/日

<体験宿泊加算>

【地域移行支援】

体験宿泊加算(Ⅰ) 350単位/日

体験宿泊加算(Ⅱ) 750単位/日(夜間及び深夜における支援あり)

(4)「地域の体制づくり」の機能の強化

【対象：指定特定相談支援、指定障害児相談支援】

＜地域体制強化共同支援加算＞ 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点として登録されている相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を他の福祉サービス等の事業者のうちいずれか3者以上と共同で実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会等に報告書としてまとめた物を報告した場合に対象となる障がい者等1人につき1月に1回を限度として算定できる。

※ 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

※ 当該加算の対象となる会議を行った場合は、内容を記録し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

事業所登録の手続きについて

(1) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として加算を算定しようとする際には、運営規程にその旨の記載が必要となります。

(2) 登録申請

①登録申請書に必要書類を添付し、社会福祉課へ提出してください。

【必要書類】

① 東温市地域生活支援拠点等事業者登録申請書(様式第1号)

② 機能を担うことを記載した運営規程

③ 指定事業所であることを証する書類

※ 市指定の事業所(指定特定相談支援事業所)は、①登録申請書(様式第1号)と事業所指定に係る書類(体制等に関する届出書)を同時に提出してください。

※ 愛媛県指定の事業所は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等を県へ提出する必要があります。